

## 平成27年度宍粟市特定事業主行動計画の取組状況の公表について

急速な少子化の進行等に伴い、公共機関等がそれぞれの立場で次代を担う子どもたちの健全な育成、子育てと仕事の両立に向けた取組等を実施していくことを目的として、国は、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を成立させました。

宍粟市では、中山間地域の過疎が進み、少子化対策が喫緊の課題となっているなかで、宍粟市役所においても、この法律に基づき、職員が自らの子どもの健やかな育成のために十分な役割を果たせるような環境を整えるため、宍粟市特定事業主行動計画「第3次しろうささゆりプラン」を策定し実施しています。

平成27年度の宍粟市特定事業主行動計画「第3次しろうささゆりプラン」に係る取組内容及び実績を、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第5項に基づき公表します。

### 1. 子育てに関する制度の周知と情報提供

出産・子育てに関する制度を記載した子育てハンドブックを、庁内ウェブで職員へ配信しました。

平成26年度に引き続き、専門的な知識を有する職員を子育てアドバイザーに任命し、子育てに関する相談等ができる体制を整えました。

職員（又はその配偶者）の妊娠・出産したことを把握した場合は、個別に人事担当者が相談に応じ、育児休業等の制度・手続について説明を行いました。

各種休暇・休業制度の取得状況は、下表のとおりです。

産前・産後休暇の取得人数は14人で取得率では100%であるのに対し、妊産婦の通院休暇の取得人数は、1人で取得率は1割未満となっています。通院休暇制度を利用せず、年次休暇の取得により通院していることが考えられます。

また、男性の制度利用については、配偶者の出産補助休暇は前年度と同じ7人の取得、育児休業については1人の取得がありましたが、その他の制度においては、未だ取得人数が少ない状態です。

産前・産後休暇、配偶者の出産補助休暇、育児休業については、職員への認知度も高いようですが、その他の制度については、未だ制度が認知されていないようですので、引き続き制度の周知に努めていきます。

子育てに係る各種休暇・休業制度の取得状況（平成27年度）

区分	男性	女性	合計
妊産婦の通院休暇		1人	1人
産前・産後休暇		14人	14人
産後パパ休暇	0人		0人
配偶者の出産補助休暇	7人		7人
男性の育児参加のための休暇	2人		2人
育児休業	1人	22人	23人

育児休業法による部分休業	0人	2人	2人
生後1年未満の乳児を育てる場合の特別休暇	0人	0人	0人
子の看護休暇	1人	3人	4人

## 2. 介護に関する制度の周知と情報提供

各種休暇・休業制度の取得状況は、下表のとおりです。

介護に関する制度については、整備されているものの取得する職員がいない状態です。職員に制度が認知されるように周知に努めていきます。

介護に係る各種休暇・休業制度の取得状況（平成27年度）

区分	男性	女性	合計
介護休暇	0人	0人	0人
介護休業	0人	0人	0人
介護休業（部分休業）	0人	0人	0人

## 3. 子育てを支援するための職場環境づくり

産前・産後休暇中及び育児休業取得中の職員が希望する必要な情報提供を行いました。

職員が育休等を取得できるように、その代替となる職員を確保しました。

育休職員が希望する場合に、復職前に職場を訪問し、職場の雰囲気慣れる機会の設置など、円滑な復帰ができるよう支援を行いました。

## 4. 子育て機会の充実及び参加促進支援

毎週水曜日をノー残業デーとし、17時45分（一部18時30分）に一斉消灯を行い、定時退庁を励行しました。

毎月19日を育児の日に設定し、庁内ウェブで当日またはその前後の日の休暇取得を励行しました。

平成27年8月を時間外勤務縮減月間とし、当該月間中は19時に一斉消灯を行い、早期退庁を励行し、同月第3週を時間外勤務縮減週間とし、毎日をノー残業デーとし定時退庁を励行しました。